

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令
新旧対照条文 目次

- 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十五号）（第一条関係）・・・1
- 老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十六号）（第一条関係）・・・2
- 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（第二条関係）・・・3
- 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）（第三条関係）・・・10

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令
新旧対照条文

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十五号）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
（廃止）			
<p>福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第八条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。</p>			
名称	住所	事務所の所在地	指定の日
財団法人テクノエイド協会（昭和六十二年三月十六日に財団法人テクノエイド協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都新宿区神楽河岸一番一号セントラルプラザ四階	東京都新宿区神楽河岸一番一号セントラルプラザ四階	平成五年十月一日

○ 老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十六号）
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
(廃止)							
老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条の三に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。							
名称	住所	事務所の所在地	指定の日	名称	住所	事務所の所在地	指定の日
財団法人長寿社会開発センター（昭和四十九年一月二十六日に財団法人老人福祉開発センターという名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	平成二年八月二十九日				

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二から第二十条の二まで 削除</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第七条の二 法第二十八条の二第一項に掲げる基準に適合する場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 法第二十八条の二第一項第一号の計画が、各都道府県において老人健康保持事業を行う者との連携の上に策定された全国的な規模で実施される事業に関する計画を含んでいるものであつて、法第二十八条の三に定める業務を適正に実施するものであること。</p> <p>二 次のイからハまでのいずれにも該当し、法第二十八条の二第一項第一号の計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。</p> <p>イ 法第二十八条の三に規定する業務を全国的に展開するために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p> <p>ロ 各都道府県において老人健康保持事業を実施する者との継続的かつ緊密な連絡調整を行うために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p> <p>ハ 老人健康保持事業を実施する者に対する助成に係る適正な審査等を行うために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p> <p>三 法第二十八条の三に規定する業務以外の業務を行っている場合に</p>

は、当該業務を行うことにより法第二十八条の三に規定する業務が
不公正になるおそれがないこと。

(助成の基準)

第八条 法第二十八条の四第一項に規定する助成業務（以下単に「助成
業務」という。）に係る助成の対象となる事業（以下「助成対象事業
」という。）は、次に掲げる基準に該当するものでなければなら
ない。

一 助成対象事業を実施することが、法第十三条第一項に規定する老
人健康保持事業（以下単に「老人健康保持事業」という。）の振興
のため、必要かつ効果的であると認められること。

二 助成対象事業が二以上の都道府県において実施されるものである
こと又は助成対象事業の成果が二以上の都道府県において活用され
ることが確実に見込まれるものであること。

三 助成対象事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ 老人健康保持事業に従事する者の養成事業又は研修事業

ロ 老人健康保持事業の開発事業及び普及事業

ハ 老人健康保持事業の実施のために利用される施設の開発事業及
び普及事業

ニ その他老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業

四 助成対象事業を行うのに相当程度の資金を要するものであり、か
つ、当該資金を他の方法により調達することが困難であると認めら
れること。

(業務規程の記載事項)

第九条 法第二十八条の五第三項の業務規程に記載すべき事項は、次の

とおりとする。

- 一 助成対象事業の選定の方法に関する事項
- 二 助成業務に係る助成の申請及び決定の手續きに関する事項
- 三 助成業務の監査に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、助成業務の実施に関し必要な事項

(経理原則)

第十条 法第二十八条の二第二項に規定する指定法人(以下単に「指定法人」という。)は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第十一条 指定法人は、助成業務に係る経理については、特別の勘定(第十八条第三項において「助成業務特別勘定」という。)を設け、助成業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業計画書等の認可の申請)

第十二条 指定法人は、法第二十八条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(事業計画書の記載事項)

第十三条 法第二十八条の六第一項の事業計画書には、次に掲げる事項

に関する計画を記載しなければならない。

一 助成業務に関する事項

二 法第二十八条の三各号に掲げる事業に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

（収支予算書）

第十四条 収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

（事業計画等の添付書類）

第十五条 指定法人は、法第二十八条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 （略）

（事業計画書等の変更の認可の申請）

第十六条 指定法人は、法第二十八条の六第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費等）

第十七条 指定法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算書に予備費を設けることができる。

2| 指定法人は、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第十四条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3| 指定法人は、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4| 指定法人は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第十八条 指定法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2| 指定法人は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3| 指定法人は、第一項の規定により助成業務特別勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業報告書等の承認の申請)

第十九条 指定法人は、法第二十八条の六第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(収支決算書)

第二十条 法第二十八条の六第二項の収支決算書は、収支予算書と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額

ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 流用の金額及びその理由

ホ 支出予算の現額

ヘ 支出決定済額

ト 翌事業年度への繰越額

チ 不用額

(身分を示す証明書)

第二十条の二 法第二十八条の十二第一項の規定により質問又は立入検査を行う当該職員は、その身分を示す別記様式第三による証明書を携

ない。帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第三条の二 法第七条第一項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第八条に規定する業務の実施に関し、職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであること。</p> <p>二 次のイからニまでのいずれにも該当し、前号の計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。</p> <p>イ 福祉用具の研究開発及び普及を行う者との継続的かつ緊密な連絡調整を行うために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p> <p>ロ 福祉用具の研究開発及び普及に関する助成業務の実施に当たり、適正な審査等を行うために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p> <p>ハ 福祉用具の製造を行う者等と密接に連携しながら、福祉用具に関する情報を収集、整理及び分類し、当該情報の提供を行うために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p> <p>ニ 福祉用具の専門的知識及び技能を有する人材の育成及び評価に関する業務を行うために必要な組織、職員等の体制を有すること。</p>

三 法第八条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことにより法第八条に規定する業務が不公正になるおそれがないこと。

(助成の基準)

第四条 法第九条第一項に規定する助成業務（以下単に「助成業務」という。）に係る助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。

一 助成対象事業を実施することが、法第二条に規定する福祉用具の研究開発又は普及のため、必要かつ効果的であると認められること。

二 助成対象事業が二以上の都道府県において実施されるものであること又は助成対象事業の成果が二以上の都道府県において活用されることが確実に見込まれるものであること。

三 助成対象事業を行うのに相当程度の資金を要するものであり、かつ、当該資金を他の方法により調達することが困難であると認められること。

(業務規程の記載事項)

第五条 法第十条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 助成対象事業の選定の方法に関する事項

二 助成業務に係る助成の申請及び決定の手續に関する事項

三 助成業務の監査に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、助成業務の実施に関し必要な事項

(經理原則)

第六條 法第七條第二項に規定する指定法人（以下単に「指定法人」という。）は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその發生の事實に基づいて經理しなければならぬ。

(区分經理の方法)

第七條 指定法人は、助成業務に係る經理については、特別の勘定（第十四條第三項において「助成業務特別勘定」という。）を設け、助成業務以外の業務に係る經理と区分して整理しなければならない。

(事業計画書等の認可の申請)

第八條 指定法人は、法第十一條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(事業計画書の記載事項)

第九條 法第十一條第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 助成業務に関する事項
- 二 法第八條 各号に掲げる業務に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

(収支予算書)

第十條 法第十一條第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、

支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(事業計画等の添付書類)

第十一条 指定法人は、法第十一条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、三 (略)

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十二条 指定法人は、法第十一条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費等)

第十三条 指定法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算書に予備費を設けることができる。

2 指定法人は、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第十条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3 指定法人は、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4 指定法人は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用につい

て厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第十四条 指定法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 指定法人は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 指定法人は、第一項の規定により助成業務特別勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越し計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業報告書等の承認の申請)

第十五条 指定法人は、法第十一条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

(収支決算書)

第十六条 法第十一条第二項の収支決算書は、収支予算書と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない

- 一 収入
- イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額との差額
- 二 支出
- イ 支出予算額
 - ロ 前事業年度からの繰越額
 - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
 - ニ 流用の金額及びその理由
 - ホ 支出予算の現額
 - ヘ 支出決定済額
 - ト 翌事業年度への繰越額
 - チ 不用額

(身分を示す証明書)

第十七条 法第十七条第一項の規定により質問又は立入検査を行う当該職員は、その身分を示す別記様式第三による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。